

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

A.企業間の連携・オープンイノベーション: EC分野・物流分野における新規システム開発、在庫管理AIの共同研究を推進します。パートナー事業者とのM&A・事業承継を支援し、地域中小企業のデジタル化と海外販売力強化に貢献します。

B.IT実装支援: eBay、CPaSS、Hirogete等の連携による業務自動化支援。取引先企業への越境ECデータ共有・EDI導入支援・サイバーセキュリティ助言を実施します。

C.専門人材マッチング: EC実務・マーケティング・翻訳・物流専門のフリーランス人材を育成・紹介します。コンサルメンバー間のスキルマッチング・業務連携を促進します。D.グリーン化の取組: 梱包資材の再利用、環境負荷の少ない緩衝材の使用を推進します。海外配送 時におけるカーボンオフセット型配送(DHL/FedEx)を積極的に導入します。

E.健康経営の推進: 在宅勤務者・外注パートナーを含めたメンタルヘルス支援、オンライン運動プログラム等の共有。長時間労働の是正とワークライフバランスの確保を図ります。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1価格決定方法: 不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2型管理などのコスト負担:「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

3手形などの支払条件: 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

4知的財産・ノウハウ:「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

5働き方改革等に伴うしわ寄せ: 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事

業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

その他(任意記載)・取引先の売上データや成功事例を共有し、利益配分を50/50で還元する仕組みを試験導入します。・「ホワイト物流」推進運動への賛同と、輸送効率化・再利用梱包の普及を図ります。・サプライチェーン全体に「価格転嫁の重要性」を周知し、教育コンテンツとして配信します。

2025年11月21日

株式会社Reversi 代表取締役 岩垣 貴士

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。